

令和3年度 事業計画書

目 次

1、基本方針・重点目標	1 頁
2、社会福祉法人の運営・管理	2 頁
3、社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業	3 頁
4、介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業	11 頁
5、公益を目的とする事業	15 頁
6、収益を目的とする事業	16 頁
7、その他	16 頁

□この事業計画書では主に予算書の事業区分ごとの序列に沿って計画の概要を示しております

1 基本方針

令和2年6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本町における包括的支援体制の構築にあたっては、これまでの実践等を踏まえ、3年度より社協に「福祉総合相談窓口」を設置し、主導的な役割を發揮することが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞し、本町においても事業主や労働者の多くが大きな影響を受けています。長期化が予想される中で、福祉資金の特例貸付等をはじめとする生活困窮者への支援拡充に向け、社協として相談援助活動の体制強化に取り組みます。

一方、社協の事業・活動や地域住民による地域福祉活動については、いかにしてコロナと共に存していくか、実施方法の変更など大きな変容を迫られています。人と人が「つながり」「集まり」をつくることを推進してきた社協にとって、これまで経験したことのない社会の変化に直面するなかで、新たな課題もみえはじめており、高齢者を対象とする活動に動きを呼び戻すための働きかけ支援を行います。

社協で提供している介護サービスにおいても、他の実施主体同様、新型コロナウイルスの感染拡大による支出増や職員が抱える感染の不安への対応、感染を恐れる利用者が介護サービスの利用を控えることによる減収といった、介護サービスの実施・経営などに関する多岐にわたる課題が生じています。

令和3年度介護報酬改定では、全体で0.7%のプラス改定となったものの、居宅サービスにおいては、要支援者の割合増だけでなく、入所ニーズの高まりによって、利用者の減少が止まらない傾向が続いている中で、やむを得ず、デイサービスの営業日数を縮小するなど不採算の抑制に向け、具体的な方策を打ち出していくかなければなりません。

今後の介護職員の人材不足を踏まえ、これまでの事業所全体としての活動収益増を追求する経営から、職員1人当たりの活動収益増を目標とする事業展開への転換期として、本年度は、社協・介護サービス部門の新たな経営戦略づくりを行います。

最後に、法人が実施する同一労働同一賃金への対応として、正規・非正規を問わず職員が活躍できる仕組みが出来上がり、新たな就業規則のもと業務を執行することになります。社協が、地域に出向きさまざまな場面で住民に語りかけてきた、互いに“認め合い、支え合い”をつくっていくことの大切さについて、組織づくりにおいても活かしながら、社会福祉協議会の魅力をさらに高めていくことを基本方針に掲げ、次の重点目標に沿って地域福祉を推進して参ります。

○重点目標

- ①地域福祉活動計画の普及啓発を通じ、地域共生社会の基盤づくりに貢献します。
- ②生活困窮者自立支援事業の実施体制を活用・拡充した「福祉総合相談窓口」の周知を図り行政関係機関との協働により、ひきこもり支援などの課題に積極的に取り組みます。
- ③介護部門の経営の安定を図るため、現状の介護ニーズにマッチした福祉の里めざみの経営戦略づくりを進めます。
- ④新型コロナウイルス感染症予防のための取り組みを推進し、安心して利用できる福祉・介護サービスの提供に努めます。
- ⑤持続発展する法人運営を目指し、福祉・介護人材の「確保」「育成」「定着」に努めます。

2 社会福祉法人の運営・管理【社会福祉拠点】

(1) 法人本部 (法人運営事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室

項目	内容															
1 法人運営会議	法人管理の円滑化を図るためにそれぞれ次のように計画します。 (1)理事会 (9~11名) 6月、3月、他 (2)評議員会 (10~15名) 6月、3月、他 (3)監事による監査 (2名) 5月又は6月、11月 (4)正副会長会 (4名) 必要に応じて開催 (5)評議員選任解任委員会 (5名) 必要に応じて開催															
2 各委員会	会長が委嘱する地域福祉推進委員（部落長、地区長、自治会長等の70名）の方々を対象とした委員会の開催及び付属機関として次委員会を計画します。 (1)地域福祉推進委員会(年1回) (2)ほほえみカー運行委員会(年2回) (3)苦情解決委員会(年1回) (4)安全衛生委員会(月1回)															
3 社会福祉事業を推進するための自主財源の確保	地域福祉の推進を図るうえで重要な財源として、地域の皆様に住民会費の協力をお願いするとともに、法人の目的に賛同する関係者（団体）等から賛助会費をお願いしながら自主財源の確保に努め、活動基盤の整備を図ります。 【住民会費】(町内全世帯)一戸あたり1,700円 (100円×17口) 【賛助会費】(評議員、理事、監事、町役場管理職会、交通安全協会等) 2,000円～10,000円															
4 寄付文化の創造及び基金運営	一般篤志者の意思に基づいた基金運用を行い社会福祉事業へのより効果的な活用を図りながら、寄付文化の醸成に取り組みます。 【基金の種類】 ①社会福祉基金（高齢者、障がい者、児童の福祉を高める活動等、生活困窮者支援活動、災害時の救済活動など） ②ボランティア活動振興基金（ボランティア活動の推進、福祉教育活動の推進、災害ボランティアの育成支援等） ③固定資産取得積立基金（地域福祉活動を展開するために必要な自動車や備品の購入） ④介護事業財政調整基金（法人が運営する福祉施設の維持管理、介護保険事業、障がい福祉サービス事業の推進） ⑤職員資格取得研修等支援基金（職員が職務上必要な資格取得に係る諸費用及び研修等の受講経費の一部助成）															
5 健全経営に向けた取り組み	定期的な業績分析や労働実態の把握に努め、経営上の問題点やリスクを早期に発見していくための基盤づくりを進めます。 (1) 経営会議の開催(月1回) (2) 運営推進会議の開催(月1回) (3) 単月ベースでの予算管理 (4) 四半期決算収支データ蓄積															
6 在宅複合型老人福祉施設の経営	社会福祉協議会が行う福祉施設としての公共性を重視するとともに、地域の環境変化に対応できるよう、利用者本位の質の高いサービスの提供に努めます。介護事業4部門の健全経営に取り組み、組織の強化を図ります。 【基本理念】 ①利用者のプライバシーや尊厳を大切にし、個人がやすらぎを持ち過ごせる場であると同時に家族が安心してお任せいただける施設を目指します。 ②「保健」「医療」「福祉」地域一体型ケアを目指し、個々にあった介護のあり方について常に検討し実践して参ります。 ③飯豊愛に溢れた「ひらかれた施設づくり」を目指し、誰しもが気軽に相談できる体制づくりと地域づくりを目指します。 【全体行事】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行事名</th> <th>時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉の里めざみ夏祭り</td> <td>7月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練</td> <td>7月・10月</td> <td>※10月は椿地区公共施設合同訓練</td> </tr> </tbody> </table> 【施設設備等改修計画】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業等</th> <th>時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ナースコール更新設置事業【短期入所】</td> <td>10～12月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行事名	時期	備考	福祉の里めざみ夏祭り	7月		防災訓練	7月・10月	※10月は椿地区公共施設合同訓練	事業等	時期	備考	ナースコール更新設置事業【短期入所】	10～12月	
行事名	時期	備考														
福祉の里めざみ夏祭り	7月															
防災訓練	7月・10月	※10月は椿地区公共施設合同訓練														
事業等	時期	備考														
ナースコール更新設置事業【短期入所】	10～12月															

冷却塔舗装修理工事	6~7月	
機械設備予防保全修繕	10~12月	
【専門委員会】		
①サービス向上委員会 ②防災対策・安全点検委員会 ③研修委員会 ④衛生委員会 ⑤リスクマネジメント委員会 ⑥入浴委員会（新）		
【3年度の取り組み】 ①ご利用者、ご家族様、職員にとって魅力ある介護施設を目指します。 ②経営の健全化を図るため、新たな経営方針（戦略）を策定します。		

3 社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業 【社会福祉拠点】

（1）住民の福祉と地域福祉の推進に関する事業（法人運営事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室

項目	内容
1 心配ごと相談事業 【第2種社会福祉事業（生活困難者に対して生活に関する相談に応ずる事業）】	住民が抱える様々な心配ごとに對し、適切なアドバイスや専門機関への「つなぎ」を行うことで、問題解決を支援し安定した生活を支えるとともに、月1回の定例相談日以外でも様々な「困りごと」や「悩みごと」を解決していくためにの福祉総合相談窓口としての役割を担います。 【定例相談（一般相談）】 ①相談員：専門的知識、経験等を有する職員 ②日 程：月1回（午後1～3時） ③場 所：福祉の里めざみ相談室 【3年度の取り組み】 ①従来のチラシを活用した全戸配布による周知に加え、民生委員やケアマネジャーなど地域住民と直接関わる方々を介して福祉総合相談窓口としての事業周知を行います。
2 生活福祉資金の貸付事業 (山形県社協一部事務委託)	県社協の受託事業として、低所得者、高齢者及び障がい者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上を図り、住み慣れた地域で安定した自立生活を送れるように支援します。 【業務内容】 ①貸付にかかる相談業務 ②資金の広報業務 ③貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援 ④関係機関との連携、連絡調整 ⑤資金の貸付及び償還に関する指導 【資金種別】※新型コロナ対策特例貸付含 (1)総合支援資金※（失業等、日常生活全般に困難を抱えており生計の立て直しのための資金） ①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費 (2)福祉資金(日常生活を送る上で自立生活のために緊急かつ一時に必要な経費) ①福祉費 ②緊急小口資金※ (3)教育支援資金(学校教育法に規定する高校、大学、専門学校就学及び入学に際し必要な経費) ①教育支援費 ②就学支度費 (4)不動産担保型生活資金(高齢者世帯に対し居住用不動産を担保に生活資金を貸付) 【対象世帯】資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。概ね住民税非課税程度。 【3年度の取り組み】 ①新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した世帯等への適正な貸し付けを通して生活の安定を支援する。
3 臨時特例つなぎ資金の貸付事業 (山形県社協一部事務委託)	離職者を支援するための公的給付制度等を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的とした制度資金について山形県社会福祉協議会の委託を受けて事務を行います。 【業務内容】 ①貸付にかかる相談業務 ②資金の広報業務 ③貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援 ④関係機関との連携、連絡調整 ⑤資金の貸付及び償還に関する指導

4 福祉更生資金の貸付事業 【第1種社会福祉事業（生活困難者に対して無利子で資金を融通する事業）】	低所得世帯等が不測の事態により緊急的に援護を必要とする場合など、町民の経済的自立を促進するために独自事業として必要な資金の貸付けを行い、生活福祉資金貸付とあわせて困窮世帯の暮らしの安定化を図ります。 【制度内容】 ①資金原資：1,560,034円 ②貸付限度額：6万円（無利子） ③償還期間：貸付実行翌月から起算し12ヶ月以内 【対象世帯】 ①飯豊町内に居住を有し、独立の生計を営む者 ②現に生活困窮状態にあり他からの援助が得られない者 ③貸付金の償還が確実と認められる者 ④生活保護世帯については、福祉事務所長が特に必要と認めた者 【3年度の取り組み】 ①相談者の自立につながる支援として、就労継続の可能性の確認や無理のない返済計画の作成を行います。 ②償還が困難なケースについて、会長職権免除を検討します。
5 フードサポート事業 【地域における公益的な取組み】	生活困窮者等に対し、一時的に必要な食べ物を無償で提供する事業を実施することにより、生活困窮者等の自立を支援するとともに、お互いに助け合う福祉のまちづくりを推進します。 【対象世帯】金銭的に困窮し、食べ物に困っている者等 【食品収集】地元商店経営者、一般家庭に寄付の呼びかけ（フードドライブ） 【3年度の取り組み】 ①支援を必要とする世帯に対し、安定的に供給できるように社会福祉法人連絡会等との連携により食料寄付の呼びかけを強化する。 ②フードドライブの活動を事業周知の場として位置づけ、困窮者支援に関する住民の理解を高めます。
6 災害救済金交付事業 【地域における公益的な取組み】	町内に居住し、火災、水害、天災等にあった世帯に対し災害救済金を支給し暮らしの立て直しを支援します。 【支給基準】個人所有で本人が入居している住宅の半焼半壊以上 10,000円
7 レクリエーション用具貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町内における世代間交流や健康づくり活動を支援するために「レクリエーションツールライブラリー」により町内の企業や団体、グループに対し無料でレクリエーション用具の貸出しを行います。 【貸出期間】1回につき原則5日以内（レク材／全23種）
8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町民が病気やけがなどにより一時的に車椅子が必要となった場合に無料で貸出しを行います。 【貸出期間】1回につき原則1ヶ月以内（自走式6台・介助式2台）
9 集落ワークショップの開催	高齢者等を中心として同じコミュニティを形成する者同士が集まり、お互いの趣味や生きがい、アイディアを共有しながら、日常の不安や困り事を解決するための方法や活動を考え、地域の福祉課題に住民自らが向き合うきっかけの場づくりを進めます。また、それぞれの得意分野や専門性が地域で發揮できるような仕組みづくりについて集落単位で話し合う場を作ります。 【開催場所】 ①モデル集落： 1ヶ所（予定）②実施回数：1ヶ所につき2回 【3年度の取り組み】 ①少人数を基本とした活動を推進していくためのコツや課題を検討してみます。
10 中学校同級会支援事業	同級生同士が定期的に交流を重ねることで地域への愛着を持ち続け、地元への定住化や出会いの場づくりを進めるための取り組みとして、中学校卒業生に対し、6年後の成人式にあわせた「同級会開催予告状」の交付を行うほか、若者がまちづくりに参画するきっかけとしていくために町立中学校卒業生による同級会（対象者年齢40歳以下）の開催を事務的に支援します。 【対象企画】 ①同級会（学習をともにし、同じ年の卒業学友の集い） ②同窓会（同じ中学校で学習した卒業者の集い） ③クラス会（学習をともにした教室の仲間の集い）

11 福祉の仕事に関する助言と情報提供	福祉の仕事や介護分野へ就職を希望する方に対し、資格取得に必要な情報の提供を行い、福祉分野で活躍する人材の育成・質的向上を手助けします。		行政機関との連携を図りながら、いのちのバトンの普及拡大に取り組みます。 【設置対象者】単身高齢者、高齢者のみの世帯に属する者等
12 地域福祉を担う人材育成事業	地域のあらゆる住民が役割を持ち「支え手」や「受け手」を分けることなく、お互いが支え合う相互支援のもと「誰もが担い手」として活躍できる地域づくりを実現できるように、人づくりを行っていきます。 【ボランティアの育成及び養成】 ①ボランティア・住民活動の推進にむけた情報発信、普及啓発及び必要な調査研究 ②福祉に対し情熱をもってもらう人を拡大していくためのボランティア養成（地域福祉活動の担い手養成）講座等を開催		日常生活に不安がある単身高齢者等が、見守りや声掛け等の支援により社会生活を円滑に営むことができるよう定期的に生活管理指導員を派遣し健全で安らかな生活を営むために必要な便宜を供与する事業を町から委託を受けて提供します。 【数値目標】1月当たりの利用者数 32人（前年対比同数） 【事業対象者】対象者：概ね65歳以上の高齢者で、介護保険等のサービス給付を受けていない方で、ご家族のサポートを得ることが難しい単身高齢者等 【サービス内容】 ①訪問による生活機能等チェック、生活全般の確認、生活上のアドバイス等（月2回） ②お元気コールの実施（月2回） <会計処理においては継続性の原則により訪問介護事業サービス区分で会計する>
13 ボランティア及び地域福祉を担う人の活動支援事業	地域福祉活動を担う人（ボランティア）の人材を育成し、活動へつなぐ支援に加えて、「活動する人の専門的支援」と「活動する人たちの相互支援」を継続的に行います。 【企業やNPO、活動団体等への支援】 ①全社協を保険者とする傷害保険への加入促進及び登録団体への保険料の一部助成 ②ボランティア・住民活動に関する相談、助言 ③ボランティア（活動団体）の登録及びネットワークの拠点としてのボランティアセンター機能の充実 ④ボランティア・住民活動実践者同士の交流及び研修会等の開催 【3年度の取り組み】 ①活動者及びグループの得意分野や専門性を活かした支え合いの活動を包括的かつ継続的に支援するためのネットワーク形成を進めます。		町民の暮らしの安全が確保されるよう警察署などの関係機関と連携し高齢者の消費者被害をはじめ、雪害事故や交通事故防止に向けた啓発を行います。 (1)悪徳商法による詐欺被害防止のための啓発活動 (2)高齢者の雪害事故防止対策について注意喚起 (3)交通安全県民運動及び高齢者交通事故対策会議等への協力
14 防災・災害時の支え合い強化事業	地震や水害等による災害が実際に発生したことを想定し、地域防災や災害時の支え合いについて地域住民と連携し、十分な「備え」や、いざという時にきちんと「行動できる」体制づくりを進めます。 【実施項目】 ①地域防災計画をもとに行政や関係団体との連携強化に向けた協議を重ね 災害時要援護者に対する支援体制について共有します。 ②災害時に、社協が全国のネットワークを活かし、住民に対しどのように支援を実施するか広くPRしていきます。		当年めでたく結婚50周年を迎えた「おしどり金婚さん夫婦」に対し、記念品を贈呈し祝福します。
15 青少年ボランティアの育成	福祉活動やボランティア活動を通して「支えあい、ともに生きる」ことの大切さと楽しさを肌で感じてもらい福祉に関心を持ってもらうためのきっかけづくりを行います。 【実施項目】 ①近隣市町との広域連携を視野に入れた「ボランティア体験プログラム」イベント等の企画を飯豊少年自然の家等と連携しながら検討します。		老若男女を問わず一般住民、ボランティア、利用者、各種関係団体等の皆さんにとって「出会い、交流、活動の場」と「情報共有及び発信の場」としてフリースペース「yell」を活用した福祉交流の拠点づくりを進めます。 【フリースペース企画内容】 ①さまざまな生活課題を抱えた方の居場所 ②福祉に関する各種情報の展示及び掲示 ③子ども食堂等を意識した食による交流
16 次世代育成・福祉学習の推進	児童生徒を対象として「福祉の心」を育むためのプログラムの提案と親子ともに福祉について学びあえる学習機会の連絡調整を行います。 【事業内容】 ①学校等に福祉教育に関する情報提供を行い、車いす体験等の活動プログラムに対し職員派遣を行います。 ②高齢者との世代間交流を通じ、学びの場となるような場面づくりを行います。		「誰もが担い手」として活躍できる地域づくりを実現するため、福祉教育をベースとした啓発及び意識づくりを進め、誰もが気軽に福祉活動に関心を寄せ、あらゆる活動に参加する機会が与えられるよう支援します。
17 成年後見制度の普及及び法人後見に関する調査研究	判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対し、本人に代わって財産の管理や暮らしの手続きを行うための制度利用に関して、相談に加え、正しい理解と普及に繋げていくための普及啓発に取り組みます。 【3年度の取り組み】 ①後見に関する利用相談・普及啓発(研修会開催、関係機関との連携) ②後見に関する調整（制度利用に関する助言・受任者調整等） ③後見人への支援（親族の後見人への支援、つなぎ） ④定住自立圏構造における広域連携体制に関する対応		地域住民が主体となり行政の地域福祉計画と一体的に策定した「第二次地域福祉活動計画（令和2～6年度）」について、住民、行政、社協及び関係機関等が協力して「共に生きるを実践し 信頼、生きがいのある地域」の実現を目指すため、新しい計画の中身を多くの方々に紹介し、理解を深めます。 【実施項目】 ①活動計画の普及啓発 (広報及び関係機関団体への説明、職員研修会の開催) ②活動計画の進行管理 ③実施計画を推進するための具体的な検討及び連絡調整等
18 いのちのバトン設置普及事業（飯豊町一部委託）	在宅で日常生活を送る単身世帯の医療情報や緊急連絡先等を記入した情報シートをバトン（筒）に入れ、自宅の冷蔵庫に常備することで、緊急搬送時や災害時の対応に備えていくため、28年度からの継続事業として民生委員や		(3) 福祉サービス利用援助事業（福祉サービス利用援助事業サービス区分）所管：総合福祉管理室
			項目 内容
	1 福祉サービス利用援助事業 (県社協委託)【第2種社会福祉事業(福祉サービス利用援助事業)】	認知症高齢者や知的、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護し、必要なサービスを適切に利用して自立した地域生活を送れるよう援助するとともに、権利擁護分野のケースワークにおける中心的事業として、制度やサービスへの「つなぎ」及び成年後見制度を補完するという役割を果しながら権利擁護ニーズを抱える方の課題解決に努めます。 【運営体制】 ①専門員：1名 ②生活支援員：1名 ③利用者：5名（見込） 【3年度の取り組み】 ①新規契約者の受け入れ体制を整えるため、地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を念頭に、成年後見制度への移行が望ましい契約者について適切な対応を図ります。 ②制度関係者とのネットワークづくりを積極的に行っていきます。	

(4) 共同募金配分金事業（共同募金配分金事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室

■配分区分1－令和2年度共同募金を活用して実施計画する市町村福祉事業【地域配分】

項目	内容
1 単身高齢者のための会食サービス事業 【老人福祉活動費】	<p>概ね75歳以上の単身高齢者で要介護状態又は要支援状態にない者を対象に、孤独感の解消、生活課題の発見と解決、閉じこもり防止、更にはお互いの支え合いの関係を作る取り組みとして、会食を中心として交流を深める事業をボランティア団体等の協力を得ながら実施します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施回数：13回※10月のみ2会場 ②参加料：500円（回） ③実施場所：地区公民館（巡回） ④1回当たりの参加者：10名（見込） ⑤ボランティア情報交換会の開催（年1回） <p>【3年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウィルス感染予防に留意し、安心して参加できる場の提供を行います。
2 ふれあいグラウンドゴルフ大会開催事業 【老人福祉活動費】	<p>高齢者がグラウンドゴルフを通じ交流を図りながら、“地域福祉を支える赤い羽根共同募金”への更なる理解を広げ、この町の民間福祉活動をみんなで応援していく機運づくりを進めるための第11回目チャリティー大会を実施します。当事業は競技団体や老人クラブ連合会の協力を得ながら開催します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開催時期：10月上旬 ②対象者：町内65歳以上の高齢者
3 認知症カフェ開催事業 【老人福祉活動費】	<p>認知症になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を営むことができるよう認知症の悪化防止、家族の負担軽減及び地域での認知症啓発を目的としたカフェ事業を実施します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象：認知症の人、その家族及び地域住民 ②日程：原則的に月1回（午後2時～3時30分） ③場所：フリースペースY e l l 等
4 在宅介護者の集い開催事業 【老人福祉活動費】	<p>介護者相互の交流等を通して情報交換を行いながら当事者同士が「仲間づくり」できる場を提供します。また、家庭での介護技術向上のために必要な援助を行うことで介護者の負担軽減に繋げるとともに在宅介護の実態把握に努めます。なお、当事業に関しては「家族介護支援事業」と連携を図りながら実施します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日帰り交流会：1回 ②参加者：20名（見込）
5 子育てサロン活動育成支援事業 【児童・青少年福祉活動費】	<p>子育て中の母親等が地域で孤立しないために、互いに交流の場づくりを行っている育児サークルキッズワールドの活動に対し各種支援を行います。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出 ④講師派遣調整 ⑤相談及び情報提供
6 福祉の心推進事業 【児童・青少年福祉活動費】	<p>小学生児童を対象に福祉の心の醸成を深め、高齢者の尊厳を大切に考えられる子供を育成していくため「第11回おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテスト」を企画し家族の絆づくりの強化を図ります。なお、当事業は町老人クラブ連合会や町教育委員会、学校と連携を図りながら実施します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①募集時期 7月下旬～8月下旬（夏休期間） ②応募対象 町内の小学校に在学する児童
7 小地域見守り活動支援事業 【福祉育成援助活動費】	<p>住民が抱える様々な「生活課題」を早期に発見し専門機関に橋渡しする「つなぎ役」としても期待される地域福祉推進委員の方々と連携を密に取り合い、共通課題の解決やノウハウの共有を図ります。</p> <p>【地域福祉推進委員】 70名（各部落長等を委嘱）</p> <p>【委員の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会の連絡事項を速やかに部落等の住民に周知徹底します。 ②常に地域住民の保健福祉に欠ける状況を把握し、町社協と連携の上その活動を推進します。 ③町社協の福祉事業に協力し、住民の健康と生活を高める運動に努めます。

8 社協広報誌“しあわせ”発行事業 【福祉育成援助活動費】	<p>法人情報の公表をはじめ、福祉に関する必要な情報が、必要な人に届くように、わかりやすい情報の発信に努めるため、工夫しながら編集にあたります。なお、地域福祉推進委員の協力を得ながら全戸配布を原則とします。</p> <p>【発行回数】年2回（8月・1月） 【発行部数】各2,400部</p>
9 地域共生型ふれあい・いきいきサロン活動育成支援事業 【福祉育成援助活動費】	<p>住民同士のふれあい、支え合いの場だけでなく、介護予防、生きがいづくり、生活課題への気づき、更には小地域において「支え合いのかたちをつくる」ためのリーダー養成につながる取り組みとして「ふれあい・いきいきサロン」の一層の普及拡大を図り、サロン活動の企画運営を支えていきます。</p> <p>【実施地域】 18集落（団体）</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出 ④ふれあい・いきいきサロン運営担当者連絡会の開催（年1回）等 <p>【3年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウィルス感染予防に留意し、安心して活動できるサロンづくりに向けて必要なグループ支援を行います。 ②支え合い安心してその人らしく暮らせる仕組みづくりの一環として、多様な活動の在り方を認め合えるよう支援します。
10 社会的なつながりが弱い若者等への参加支援	<p>若者等のひきこもり、孤立、困窮、障がいなどの問題を抱える社会とのつながりが弱い住民と社協が「つながり続ける」伴走支援を目指すために次の取り組みを実施し、参加を基礎とした個々人の自律的な「力」を追求します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社協建物内のフリースペースを使った提供 <ul style="list-style-type: none"> ①社会的なつながりが弱い方への居場所機能（相談機関と隣接・相談につなぐコーディネート） ②社会的なつながりが弱い人への就労支援（認知症カフェ・ミニデイサービスでのボランティア等活躍場の創出） ③社会的なつながりが弱い人同士の交流 (2) ひきこもり状態にある方及び家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ①ひきこもり等の経験のある人も含めた居場所立ち上げ検討 ②不登校・ひきこもりの人の家族への支援（親の会立ち上げ等） ③不登校・ひきこもり相談会の開催（年1回）
11 町内の福祉関係団体が行う福祉活動への助成（2次配分）	<p>関係団体が抱える資金的な問題に対する相談及び情報発信等を行い、福祉活動が効果的に進められるよう共同募金を通じ、専門的な立場から支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)老人クラブが行う地域支え合い事業（飯豊町老人クラブ連合会） クラブ会員による単身世帯等への友愛活動について定着化を支援します。 (2)身体障がい者機能回復訓練事業（飯豊町身体障がい者福祉協会） 会員を中心とした障がい者の機能回復訓練及び社会参加を進める活動を支援します。 (3)N P O が行う育児サポート事業（特定非営利活動法人ほっこ） 一時的に子供を預かり、子育て家庭をサポートする活動を支援します。 (4)福祉・介護の魅力発信事業（飯豊町社会福祉法人連絡会） 新規 福祉・介護の人材不足を解消していくための取り組みを支援します。

■配区分2－令和2年度共同募金を活用して実施計画する地域福祉・在宅福祉事業【広域配分】

項目	内容
1 我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ※地域共生社会推進事業(令和2年度モデル事業フォローアップ) 新規	<p>令和2年度本町が山形県からモデル指定を受け、「多分野連携による総合的な相談支援体制づくり」について町から委託を受けて実施してきた取り組みに関して、今後、具体的に体制整備を進めていくための評価事業として実施します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多機関連携による包括的支援体制構築のための事業 <ul style="list-style-type: none"> ①多分野・多機関にわたる横の連携を図るために必要な情報交換や円滑なつなぎが実現できるよう新たなコミュニケーションツールの導入 ②飯豊町ライフステージサポート委員会（仮）の立ち上げ及び開催（年1回） (2) 「さまざまな相談を受け止める」地域力強化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①住民が主体的に地域の困りごとを我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられるような相談支援体制づくり ②地域の困りごとのうち、簡易的なものについて、どこまで地域で解決していくか等を話し合う場づくり ③専門的な相談が必要なケースについて、相談支援機関等につなぐ連携体制の構築及び住民が集まる場を活用して、困りや心配事がある人を見逃さない環境づくり

(5) 介護福祉移動支援事業（福祉介護移動支援事業サービス区分）所管：総合福祉管理室・ふれあい介護支援室

項目	内容
1 介護福祉移動支援事業 (飯豊町委託)	<p>地理的な要因から通所介護サービスを受けることができない者、移動を理由として町が実施する介護予防事業に参加することができない者及び腎臓機能障害により人工透析療法を受けており定期的に医療機関に通院することが必要な者に対し、自宅から介護事業所、介護予防事業実施会場又は医療機関までの送迎を行なうことを目的とした移動支援業務を飯豊町から委託を受けて実施します。</p> <p>【支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①送迎員：2名 ②オペレーター：1名 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①腎臓機能障害により人工透析療法を受けるため、医療機関に定期的に通院するが必要な方。 ②地理的要因により通所介護サービス事業者の送迎を受けることができず、通所介護サービスの利用が困難な方。 ③交通手段の確保が難しいために町が実施する介護予防事業に参加することが困難な方。

■配区分3－令和3年度歳末たすけあい募金を活用して実施計画する市町村福祉事業【地域配分】

項目	内容
1 経済的支援を必要とする世帯への商品券進呈事業	<p>地域の中で経済的困窮状態にある世帯に対し、新年を迎える時期に、町内の商店等で利用できる商品券を進呈し、自立した生活を送るために必要な援助を行います。なお、配分委員会の承認を得て具体的な配分計画を定めることがなるが一世帯につき、およそ10,000円分の商品券進呈を予定しております。対象者の把握や世帯訪問については、民生委員の協力を得て実施します。</p> <p>【対象例】※生活保護受給世帯は本事業の対象としない。80件(見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要援護世帯（低額年金受給者等継続的に支援が必要な世帯） ②生活保護に準ずる世帯 ③火災や地震等で家屋が被災した世帯 ④民生委員が必要と認める世帯（一時的に支援が必要な世帯）
2 単身高齢者等を対象とした歳末見守り訪問事業	<p>単身高齢者等が、安心して新年を迎えられるよう民生委員による見守り訪問を町内一斉に行い社会的孤立状態の早期発見及び生活課題の把握に努めます。なお、配分委員会の承認を得て具体的な配分計画を定めるものとします。</p> <p>【対象例】</p> <p>概ね70歳以上の単身高齢者及び障がい者世帯で年末時期に在住している者（見守りを必要とされない者を除く）※同居家族が入院または入所しているため実質、単身で生活している世帯を含む 80件（見込）</p>
3 要保護・準要保護認定児童激励支援事業	<p>経済的な支援を必要とする要保護・準要保護認定児童に対し、新年を迎える時期に、民生委員による世帯訪問を通じて、児童の健全育成を支援するために必要な相談援助を行い福祉ニーズの把握に努めます。なお、配分委員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めることとなるが1児童につき、3,000円分の図書カード進呈を予定し、民生委員の協力を得て実施します。</p> <p>【対象例】要保護、準要保護認定児童 25件（見込）</p>
4 ボランティアによる単身高齢者への福祉年賀状作成事業	<p>地域住民の参加による福祉活動の推進を図るため、地元のNPOメンバーに手作り年賀状の作成を依頼し、町内に居住する単身高齢者等に贈り、福祉教育の充実と住民の理解づくりを進めます。</p> <p>【対象例】単身高齢者等及びケアハウス入所者 120件（見込）</p>
5 町内の障がい者施設が行う福祉活動への助成	<p>町内の障がい者施設において年末時期に行われるふれあい交流事業に対して、配分助成を行い利用者の福祉向上と地域とのふれあいの確保に取り組みます。</p> <p>【対象例】福祉事業所でんぐ（クリスマス交流会）</p>

(6) 福祉団体が行う活動への支援（事務局担当） 所管：総合福祉管理室

項目	内容
1 飯豊町民生委員児童委員協議会	民生委員法に基づき住民の生活状態の把握及び地域の身近な相談役としての役割を担う民生委員の援助活動を支え、月1回地区ごと開催する定例会への出席を通じ組織運営への支援及び団体事務を行います。
2 飯豊町老人クラブ連合会	老人福祉法を基本理念として、地域を基盤に自主的な社会活動及び自らの健康を高める活動を行う老人クラブに対し、レクリエーション大会の運営や関係機関との連絡調整などを中心とした支援を行います。
3 飯豊町ゲートボール連合会	高齢者等がゲートボールを通して対話と生きがいのある生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りながら個々の健康増進及び高齢者の社会参加のために必要な支援を行います。
4 飯豊町身体障がい者福祉協会	身体障害者福祉法を基本理念として、会員相互の親睦を図り、障がい者の雇用促進等の活動を行う当事者組織の団体事務を担います。また、障がい者が利用できる制度の効果的な情報発信に努めます。
5 飯豊町社会福祉法人連絡会 新規	社会福祉法人同士の連携を密に取り合い、地域における公益的な取り組みや地元の福祉課題の解決につなげていくための活動を会員法人全体で進めています。
6 飯豊町戦没者慰霊祭実行委員会	遺族会が挙行する戦没者慰霊祭の事務の一切を担います。
7 山形県共同募金会飯豊町共同募金委員会	共同募金事業を行うことを目的として共同募金委員会に関する事業及び事務を上部団体の指導のもとに行います。
8 椿地区公共施設防災対策協議会	隣接する施設や関係機関と一体となった防災訓練などを行う協議会の事務局を担います。

4 介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業【介護拠点】

(介護及び介護予防サービス、地域支援事業等)

(1) 高齢者介護予防事業 (高齢者介護予防事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室・ふれあい介護支援室

項目	内容
1 地域介護予防事業 (飯豊町委託)	<p>介護保険被保険者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止、加えて介護予防と閉じこもり防止を図るため、職員が出向き軽体操など指導する。また、生きがいづくりを支援するための活動を地元ボランティアの協力を得ながら高齢者介護予防センターを拠点として展開します。</p> <p>【運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①参加者: 中津川地区高齢者 39名(見込) ②地元サポート: 9名 ③送迎ボランティア: 7名 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活機能の維持・向上を図るための活動 ②要支援・要介護状態を予防するための活動 ③高齢者本人の自己実現達成の支援 ④その他、介護予防に資する活動 <p>【3年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ゆうゆうクラブへの参加が難しくなってきた方について通所型サービスAへのつなぎ等のフォローを行います。
2 介護予防支援事業 (飯豊町委託)	<p>地域の高齢者等が、できる限り介護保険制度における要介護状態又は要支援状態となることなく、その人らしい生活を継続していくことができるよう健康寿命を延ばすための総合支援と老化を防止する専門的なサポート及び指導を実施します。なお、当事業は飯豊町からの受託事業であるため地域包括支援センターとの連携を取り合いながら実施します。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間延べ利用者数 3,000人(前年同数) ②新規登録者 50人(前年同数) <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①トレーニングマシン等を使用した筋力トレーニング及び有酸素運動の指導 <p>【3年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①更なる介護予防の推進と元気な高齢者の育成に寄与していきます。 ②個別データ及びトレーニング結果の評価などサービスの向上を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業 (生活支援体制整備事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室

項目	内容
1 地域支え合い推進員配置事業 (飯豊町委託)	<p>日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う地域支え合い推進員を配置し、地域包括ケアシステムの推進に町と一緒に取り組みます。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援・介護予防サービスの提供状況の把握および創出 ②地域資源・支援ニーズの把握 ③関係者間のネットワークの構築 ④日常生活支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 ⑤飯豊町生活支援・介護予防サービス推進協議会への参加 <p>【3年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各地域に出向き互いに支え合える地域づくりに向けたPRを行います。 ②生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、分野の枠を超えて、あらゆる資源と連携を図ります。 ③福祉総合相談窓口へのつなぎを意識した地域住民への啓発活動を行います。

(3) 居宅介護支援事業 (居宅介護支援事業サービス区分) 所管: 地域生活支援室・医療健康室

項目	内容
1 居宅介護支援事業 (介護保険指定居宅介護支援事業者)	<p>要介護認定結果をもとに要介護者及び要支援者が必要な居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況や環境、本人・家族の要望などを勘案して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者と連絡調整などの支援を行います。</p> <p>【数値目標】 1月当たりの利用者数 75人</p> <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅サービス計画の作成 ②介護保険施設の紹介等 ③サービスの実施状況の継続的な把握、評価 <p>【3年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多職種連携を強化し、自立支援や望む生活の実現に向けて協働することを目標とします。
2 介護予防ケアマネジメント業務 (第1号介護予防支援事業) (飯豊町地域包括支援センター委託)	<p>居宅で生活する要支援者が、指定介護予防サービスの適切な利用が行われるように、介護予防サービス計画(ケアプラン)及び介護予防ケアマネジメントを作成する業務を町地域包括支援センターから受託します。</p> <p>【数値目標】 1月当たりの利用者数 30人</p>
3 家族介護支援事業 (飯豊町委託)	<p>在宅において概ね65歳以上の高齢者(40歳以上65歳未満の者であつて特定疾病に該当する方も含む)を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担軽減並びに心身の回復を支援し、在宅福祉の向上を図ります。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家族介護教室事業 (介護相談、介護方法並びに技術の習得、介護者の健康及び生きがいづくり)

【注釈①】上記事業1については、社会福祉法人審査要領により公益事業として位置付けられるものの社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行われるため、社会福祉事業と一体的と考える。

【注釈②】上記事業3については、地域支援事業の一環として行われる任意事業であることから介護保険に属する事業と解釈する。

(4) 居宅介護等事業【ホームヘルプ】(訪問介護事業サービス区分) 所管: 地域生活支援室・医療健康室

項目	内容
1 訪問介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者)	<p>介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象として、介護福祉士やホームヘルパー等がご家庭を訪問して、身体介護(入浴・排泄・食事等)や生活援助(調理・洗濯・掃除等)、その他日常生活上のサービスを提供します。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訪問介護及び訪問型独自サービス ①1月当たり延べ利用者数 260人(前年対比20人増) <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護1~5と判定された方 ①訪問介護(身体介護) 入浴介助、排泄介助、食事介助、体位交換等 ②訪問介護(生活援助) 掃除、洗濯、生活全般に関する相談、助言等 (2) 要支援状態と判定された方 ①訪問型独自サービス(現行相当) 日常生活援助等 <p>【3年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ご利用者様とご家族様の人権とプライバシーを尊重し笑顔と思いやりを持って真心の介護を提供します。 ②経営基盤を安定させ介護サービスの継続性を保持し、地域の信頼と期待に応えられるように努めます。 ③教育を継続し、意識の向上を図るとともに、必要な能力の開発・維持に努めます。
2 訪問型独自サービス(介護予防訪問介護相当サービス)事業 (飯豊町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定)	<p>事業所名: 訪問介護ステーション 福祉の里めざみ</p> <p>【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する居宅介護等事業)】</p> <p>指定番号: 0672700093</p> <p>営業日: 月~日曜日/7:00~21:00 (介護予防は8:00~17:00)</p> <p>※12月29日~1月3日を除く</p> <p>実施区域: 飯豊町及び長井市</p>

3 居宅介護（ホームヘルプ）事業 （障害者総合支援法指定サービス事業者）
事業所名：訪問介護ステーション 福祉の里めざみ
【第2種社会福祉事業（障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業）】
指定番号：0611660028
営業日：月～金曜日/7:00～21:00 ※12月29日～1月3日を除く

障害者総合支援法に基づき、身体、知的、精神障がい者及び障がい児が、障がいがあっても可能な限り自立して生活を営むことができるようするためのサービスを介護保険の訪問介護と一体的に提供します。

【数値目標】1月当たりの利用者数 47人（前年同数）

【サービス内容】
①居宅介護計画の作成 ②居宅介護（身体介護・家事援助）

【3年度目標】
①お一人お一人の特徴や障がい（疾病）を理解し、必要な介護の内容をしっかりと把握し、提供に繋げます。

4 訪問自費介護サービス事業
愛称：しあわせ自費介護サービス
営業日：月～金曜日/7:00～17:00 ※12月29日～1月3日を除く
実施区域：飯豊町
料金：30分～45分 1,800円 45分～60分 2,400円 (早朝・夜間は別途料金)

介護保険では適用されない付添い介助や家事援助など、利用者の困りごとや幅広いご要望にきめ細かに応えていくため、また、介護保険利用限度額を超える方へのフォローにつなげるために保険外自費サービスを提供します。

【数値目標】1月当たりの利用者数 5人（前年同数）

【利用対象者】対象者：本会介護サービスを利用されている高齢者 等

【サービス内容】
①身体介護（入浴、服薬介助等） ②付添い介助（買い物、通院等）
③入退院支援 ④家事支援（片づけ、清掃）等

単独では公共交通機関を利用する事が困難な移動制約者に対して、適切な運送を確保するため、自家用有償旅客運送の登録によるドア、ツー、ドアの個別運送サービスを提供します。主に認定講習を修了した訪問介護員が運転（病院と自宅の送迎）と必要な介助をセットで行います。

【数値目標】1月当たりの利用者数 5人（前年同数）

【利用対象者】介助がなければタクシー等の利用が困難であると認められる方。
①介護保険法に規定する要介護認定者 ②身体障害者福祉法に規定する身体障がい者
③肢体不自由、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者

【サービス内容】
①医療機関への通院、入退院時の移送 ②施設等への通所、入退所時の移送

（5）-① 通所介護事業【デイサービス】（通所介護事業サービス区分） 所管：ふれあい介護支援室・医療健康室

項目	内容
1 地域密着型通所介護事業 （介護保険指定地域密着型サービス事業者） 及び通所型独自サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業 （飯豊町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定）	介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され居宅において介護を必要とする方を対象として、自宅から施設まで送迎を行い、食事、入浴、機能訓練及びレクリエーション等日中のサービスを提供します。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能維持に加え利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスを提供します。
事業所名：日帰り介護センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業（老人福祉法に規定する老人デイサービス事業）】 指定番号：0672700119 定員：18名 営業日：月～土曜日（1月1～3日除） 提供時間：8:30～16:30 ※7～8時間 実施区域：飯豊町	【数値目標】 （1）地域密着型通所介護 ①年間平均利用率 1日9.1人・定数の50.5%（前年対比8.5%減） ②1月当たり延べ利用者数 264.5人（前年対比11.5人減） （2）認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 ①年間平均利用率 1日7.5人・定数の62.5%（10.5%減） ②1月当たり延べ利用者数※介護予防含 204人（前年対比25人減） （3）総合事業における通所介護相当サービス ①1月当たり実利用者数 12人（要支援1=4人・要支援2=8人） 【運営推進会議】 ①地域密着型通所介護 6ヶ月に1回開催 ②認知症対応型通所介護 6ヶ月に1回開催 【サービス内容】 ①送迎 ②健康状態の確認 ③入浴 ④食事 ⑤日常生活上の援助 ⑥機能訓練 ⑦生活相談 ⑧レクリエーション 等
2 認知症対応型通所介護事業 （介護保険指定地域密着型サービス事業者）及び介護予防認知症対応型通所介護事業 （介護保険指定地域密着型介護予防サービス事業者）	

事業所名：日帰り介護センター福祉の里めざみ
【第2種社会福祉事業（老人福祉法に規定する老人デイサービス事業）】
指定番号：0672700119
定員：12名
営業日：月～土曜日（1月1～3日除）
提供時間：8:30～16:30 ※7～8時間
実施区域：飯豊町

年間行事			
行事名	時期	行事名	時期
お花見	4月	クリスマス会	12月
ゆり園見学	6月	餅つき、団子下げ	1月
七夕会	7月	節分	2月
盆踊り	8月	ひな祭り	3月
紅葉狩り	10～11月		

【3年度目標】
①「バランスのとれたチームづくり」を目標とし、ご利用者やご家族の皆様が地域で安心して過ごしていただけるよう取り組みます。
②全体で行う体操やリハビリ運動に加え、大きな声で歌う楽しさも実感していただけるよう、個々に合ったレクリエーションの提供に努めます。
③環境衛生面において、感染症対策の重要性を認識し、感染症を未然に防ぐように努めます。
④介護支援専門員へ担当のご利用者様の様子を適宜報告し、積極的に連携を図ります。

（5）-② 通所型サービスA事業（通所介護事業サービス区分） 所管：総合福祉管理室

項目	内容
1 通所型サービスA事業 (飯豊町委託) 事業所名：飯豊町社会福祉協議会 通所型サービスA事業所 【第2種社会福祉事業（老人福祉法に規定する老人デイサービス事業）】 定員：8名 営業日：金曜日 提供時間：10:30～14:00 実施区域：飯豊町	介護保険法に規定する要支援認定者など外出や交流の機会が必要な方及び地域の通いの場やサロン等に自力で参加できない方について利用者の心身機能の維持向上を図ることを目的として、レクリエーション、機能訓練等のサービスを提供します。 【サービス内容】 ①健康状態の確認 ②介護予防に関する体操・トレーニング ③食事サービス ④送迎 ⑤相互交流・レクリエーション 等

【3年度目標】
①通所介護（5）-①と一体的に行わざ別室、別時間で運営することにより介護予防・日常生活支援総合事業の持ち味を発揮します。
②今後の受け入れ体制のあり方及び安心して提供できるサービス内容を研究します。

（6）短期入所生活介護事業【ショートステイ】（短期入所生活介護事業サービス区分） 所管：ふれあい介護支援室・医療健康室

項目	内容
1 短期入所生活介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業) 事業所名：短期入所生活介護 センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業（老人短期入所事業）】 指定番号：0672700127 定数：20床（個室ユニット型） 営業日：毎日/24時間 実施区域：西置賜管内及び南陽市、川西町	介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象に、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスを提供します。 【数値目標】 ①年間平均利用率 1日12.2人・定数の61.8%（前年対比7.7%減） ②年間延べ利用者数※介護予防含 4,500人（前年対比597人減） 【サービス内容】 ①送迎 ②健康状態の確認 ③入浴 ④食事 ⑤日常生活上の援助 ⑥機能訓練 ⑦生活相談 ⑧レクリエーション 等
2 介護予防短期入所生活介護事業 (介護保険指定介護予防サービス事業) 事業所名：短期入所生活介護 センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業（老人短期入所事業）】 指定番号：0672700127 定数：20床（個室ユニット型） 営業日：毎日/24時間 実施区域：西置賜管内及び南陽市、川西町	【年間行事】 行事名 時期 行事名 時期 施設周辺の散策花見 5月 節分行事 2月 七夕祭り 7月 ひな祭り 3月 団子の木飾り 1月

	<p>【3年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ご利用者様ご家族様に信頼される介護サービスを提供します。 ②常に笑顔を心掛け、明るく楽しく安心して過ごしていただけるようサービス提供に努めます。 <p>3 短期入所事業 (障害者総合支援法指定サービス事業者) 事業所名:短期入所生活介護センター 【第2種社会福祉事業(障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業)】 指定番号:0611660010 実施区域:飯豊町</p>
4 日中一時支援事業	<p>障害者総合支援法に基づき、在宅における障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために地域生活支援サービス事業を町から受託します。</p> <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がいのある方の家族等が就労等の理由で不在となるため、継続して見守り等の支援を行う日帰り型のサービス。
5 在宅老人短期入所施設利用 弾力化事業(飯豊町委託)	<p>地域の実情及び家庭的事情等により、身体的介護又は自立生活支援が必要な高齢者が中期にわたり居宅での生活が困難となった場合、または一時的に養護する必要がある場合に、要援護高齢者の日常生活を支援し在宅福祉の向上を図るための事業を町から受託します。</p> <p>【対象要件】 介護保険法による要介護者及び要支援者並びに地域の実情等により日常生活に支障がある概ね65歳以上の高齢者で次の要件に当てはまる理由により一時的な入所が必要となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険法に基づく短期入所サービスの利用限度日数を越えて介護が必要な場合 ②家族の疾病、出産、冠婚葬祭、事故災害等のために介護が必要な場合 ③一定期間社会的孤立状態に陥る恐れがある場合

5 公益を目的とする事業【困窮者支援拠点】

(1) 生活困窮者自立支援事業【西置賜地域社協共同体】(自立相談支援事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室	
項目	内容

1 自立相談支援事業(県委託) 【西置賜地域生活支援サブセンター】	<p>生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)の経済的な自立促進を図るために、主として相談対応、自立支援計画の作成及び関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>【運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援員(兼)就労支援員 (1名) ②支援会議及び支援調整会議の開催(随时) <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮者の相談に応じ、個々の状態にあった支援プランの作成。 ②ハローワークと連携した就労相談。③公的制度、相談機関への紹介及び調整等。 <p>【3年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援機関向けガイドブックやJointシート(自立相談支援機関紹介シート)を活用しながら他機関専門職との連携強化に努めます。 ②福祉総合相談窓口としての役割をとらえ、ケース会議を積極的に活用し支援の質を高めます。 ③地域の社会資源の活用を盛り込んだプラン作成を行います。
--------------------------------------	--

*福祉事務所が置賜総合支庁に置かれる市町村の「家計相談支援事業」は、31年度より山形県が一括して労働者福祉協議会に委託される。

6 収益を目的とする事業【デマンド交通拠点】

(1) 地域の公共交通に関する事業(デマンド交通事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室	
項目	内容

1 デマンド交通事業 「ほほえみカー」の運行 (飯豊町補助)	<p>交通弱者と言われる方の暮らしの足を支え、高齢者や障がい者等にとって定期的な通いの場への送迎手段としての役割を担う「ほほえみカー」の運行について、更なる利便性を追求し、魅力あるシステムの構築に努める。なお、今期の1日あたりの利用者数42人を目標に掲げ、利用率の向上を目指す。</p> <p>【基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様のニーズに沿った適切な配慮及び親切丁寧な接客を通じ、町民の誰もが気兼ねなく利用できるサービスの提供に努めます。 ②利用者増にむけて、関係機関と連携した広報及びサービスの宣伝を行い、地域公共交通に対する住民の関心を高めます。 ③高齢者等の活力を支える交通システムとして、福祉の面から、今後求められるサービスの役割を検討します。
--------------------------------------	---

【業務内容】

- ①運行業務:一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得た事業者に運行業務を委託(車両4台)
- ②予約受付:予約センター内にオペレーターを配置(午前2名/午後1名)
- ③ほほえみカー運行委員会の開催(委員会員15名/年2回開催)
- ④当該事業の利用拡大のための周知及び広報(ほほえみカー通信の定期発行)

【利用促進事業等】

- ①回数券販売を通じ利用者の利便性向上を図ります。
- ②車内に有料による協賛広告を掲載し、運営基盤の強化を図ります。
- ③商工会や地元企業と連携した企画開発及び商店街の活性化に向けた取り組みを推進します。
- ④きめ細かな利用者ニーズに対応するため電話のほかインターネット及びFAX等での利用予約に対応します。
- ⑤事前予約が無い者の乗車対応を行い置賜総合病院からの利用促進を図ります。

【3年度の取り組み】

- ①高齢者等運転免許証の自主返納者に対する支援施策と強く連携し、新たな利用者層を獲得します。
- ②新型コロナウィルス感染予防に留意したサービス提供に努めます。
- ③中津川線を軸としてダイヤ改定を見据えた必要な調査研究を行います。

7 その他

(1) 関係機関との連携 所管: 総合福祉管理室	
項目	内容

1 西置賜地方福祉連絡会議	西置賜管内の社会福祉協議会が共同で研究活動及び共通した課題の解決に向けた情報交換を深めるために次の会議及び研修事業を行います。 ①会長会議(11月) ②事務局長会議(4月・11月) ③担当者会議(4月・2月) ④職員研究協議会(11月)
2 置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜3市5町の社会福祉協議会共同事業として次の事業を行います。 ①担当者会議(担当:高畠町社協) ②社協役員研修会(担当:白鷹町社協) ③職員研修会(担当:飯豊町社協) ④ボランティアの輪連絡会議(担当:川西町社協) ⑤老人クラブ連合会連絡協議会(担当:白鷹町社協)
3 長井地区被害者支援連絡会(長井警察署)	犯罪、事故等の被害者及び家族(遺族)に対し関係機関が相互に連携し、専門分野での支援を行うための連絡会活動に参加協力します。
4 長井地区安全運転管理者連絡協議会(長井警察署)	一定台数以上の自動車を使用する事業者として、職員の交通安全意識高揚を図ると共に、協議会事業に全面的に協力します。
5 飯豊町介護保険運営協議会への参加(健康福祉課)	介護保険事業計画の進行管理を行い、計画進捗及び点検評価について協議し、制度の健全な発展を支えるための協議会に職員を派遣します。

6 飯豊町地域包括支援センター運営協議会（健康福祉課）	住民の心身の健康の保持及び保健福祉の推進を包括的に支援する役割を担う機関の円滑な運営を行うための協議会に職員を派遣します。
7 山形県老人福祉施設協議会	施設職員の技術向上のための研修をはじめ、全国的な情報交換と広報活動、介護保険制度の研究調整などの事業へ組織として参画します。
8 飯豊町障害者自立支援協議会（健康福祉課）	地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等を協議し、障がい者福祉のより一層の推進を図るための協議会に職員を派遣します。
9 飯豊町要保護児童対策地域協議会（健康福祉課）	要保護児童の早期発見や適切な保護と要保護児童及びその家族への適切な支援を図るための諸会議に構成団体として参加します。
10 飯豊町地域公共交通会議（住民税務課）	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項等について審議する諮問会議に職員を派遣します。
11 置賜地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会（公共職業安定所）	住宅・生活に困窮する離職者に対する支援を拡充するため、置賜管内における福祉部門及び雇用部門の連携・協力を図り、具体的な協議調整を行う協議会に構成員として参画します。
12 飯豊町生活支援介護予サービス推進協議会（健康福祉課）	地域包括ケアシステムの実現と生活支援及び介護予防サービスの体制整備に向け、情報共有及び連携強化を図るための協議会へ参画します。
13 地域ケア会議（飯豊町地域包括支援センター）	地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のために課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議へ参画します。
14 グループホームひめさゆり荘 2号館運営推進会議（いいで福祉会）	隣接するグループホーム等が、地域に開かれたサービスを提供するために推進設置する会議に職員を派遣します。
15 いいで未来サポート隊（企画課）	未婚化と晚婚化に歯止めをかけ、併せて若者を取り巻く環境の改善を図り人口減少対策及び雇用対策を行うプロジェクトに構成団体として参画します。
16 飯豊町商工会との連携強化	町商工会への加盟を通じ、利用料等が商工会共通商品券でも取り扱いできるよう町民が暮らしやすいまちづくりを推進します。
17 NPO及び企業、団体との協働	子育てや障がい者との関わりをもつNPOとの連携を図り、地域福祉活動の推進及び民間の力を福祉に活かす仕組みづくりを検討します。
18 首長との情報交換会の開催	地域における福祉課題及び法人が抱える課題等について首長との情報交換を実施し、行政施策との連携強化を図ります。（年1回/9月予定）
19 その他	行政・関係団体が主催する社会福祉を目的とした事業への後援・協賛及び諸会議への職員派遣等の協力をています。

（2）共同募金及び歳末たすけあい運動への協力（第1種社会福祉事業） 所管：総合福祉管理室

項目	内容
1 赤い羽根共同募金運動 【推進団体】 部落長会・町内学校・事業主、ボランティア団体等	共同募金を財源とする事業のPRを強化し、部落組織・企業並びに関係団体、ボランティアと連携を取り合い積極的な募金運動を展開します。 【実施内容】 ①実施時期：10月1日～12月末日 ②募金目安：戸別募金 一戸あたり700円 法人募金 1,000円～10,000円（概ね4段階） ③その他 職域募金、街頭募金、イベント募金を通じ目標額達成を目指します。
2 歳末たすけあい運動 【推進団体】 部落長会・民生委員児童委員協議会	部落組織・民生委員児童委員協議会及び関係機関団体の協力により募金運動の実施を図ります。 【実施内容】 ①実施時期：11月中旬～12月上旬 ②募金目安：戸別募金 一戸あたり500円

【注釈】共同募金は、都道府県を単位として行われる寄付金募集であり、本県では「山形県共同募金会」が実施主体となっている。本町における募金活動は「山形県共同募金会飯豊町共同募金委員会」が執行しており社会福祉協議会は、その事務局という位置づけとなるため「募金事業への協力」と表示する。

(3) その他		所管：総合福祉管理室										
項目	内容											
1 総務に関する事項	(1) 各種規則等の制定及び改廃 (2) 各種法令・制度改正に伴う対応及び諸準備 (3) 昇給考課、賞与考課の実施 (4) 消費税及び法人税の申告及び納付、課税事業者に関する事務 (5) 事故防止に向けた取り組みとして労働安全衛生マネジメントシステムの推進 (6) 視察団体の受け入れ及び関係機関が行う調査、各種行事へ参加協力 (7) 労働安全衛生活動の推進（ストレスチェックの実施等） (8) ハラスメント防止のための雇用管理上の措置及び研修会の実施 新規											
2 働き方改革の推進	すべての職員が生き生きとやりがいを持って働き続けられる労働環境の構築及びワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりに積極的に取り組みます。 (1) 年次有給休暇の年間5日取得義務化への対応（年休管理台帳作成） (2) 長時間労働抑制のための労務管理の徹底 (3) 正規雇用と非正規雇用との均等均衡待遇に向け退職金制度の在り方検討											
3 研修による人材の育成	本会「人材育成の基本方針」に基づきサービスの質の向上を図るために必要な研究を行い、効果的なチームプレーが展開できる組織づくりを推進します。 (1) 評議員及び役員を対象とした研修（年1回以上） (2) 事業主が実施する研修並びに教育 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> </tr> <tr> <td>新採用員</td> <td>採用後1回</td> </tr> <tr> <td>主査以上</td> <td>年2回以上（うち1回は室長以上を対象とした考課者訓練）</td> </tr> <tr> <td>全職員</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>年1回以上</td> </tr> </table> (3) 職員のスキルアップとキャリアパスを支援するための研修（研修委員会主導）		対象者	回数	新採用員	採用後1回	主査以上	年2回以上（うち1回は室長以上を対象とした考課者訓練）	全職員	年1回以上	管理職	年1回以上
対象者	回数											
新採用員	採用後1回											
主査以上	年2回以上（うち1回は室長以上を対象とした考課者訓練）											
全職員	年1回以上											
管理職	年1回以上											
4 介護人材の確保促進	非正規職員（有期契約労働者等）の意欲及び能力の向上と介護人材の定着化を図るための取り組みを強化します。 (1) 介護人材の非正規から正規雇用へ転換していくための制度の運用及び活用 (2) 必要な知識・技術を習得するための訓練等の実施 (3) 外国人介護人材の受け入れに関する検討 (4) 高校・大学生におけるアルバイト募集の実施 (5) 介護職員の待遇改善の実施（介護職員等特定待遇改善制度の活用）											
5 ホームページ等を活用した情報発信	社協と地域の方をつなぐ大切なツールとしてホームページ（公式サイト）とあわせて、フェイスブックなどのSNS【ソーシャル・ネットワーク・サービスの略】連携を進め、社協をより身近に感じてもらうための広報に努めます。											
6 福祉サービスに関する苦情対応	介護サービス等の利用者からの苦情に対し適切な解決に努めるとともに必要に応じた改善及び職員の資質の向上につなげていくために苦情解決委員会を設置し、社会福祉事業の適正な運営を確保します。 【苦情解決体制】 ①苦情解決責任者（事務局長） ②苦情受付担当者（施設長等） ③第三者委員（3名委嘱）											
7 上記区分に属さない又は共通する項目事項	(1) 社会福祉の分野において功労のあった奉仕者等への表彰 (2) 行政や関係団体への意見具申 (3) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (4) 社会福祉充実計画に関すること (5) 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業											

【参考】事業区分／拠点区分／サービス区分の設定

本会の実施する事業は、社会福祉法人会計基準省令（厚生労働省）に基づき3つの事業区分に分けられ、うち社会福祉事業区分は2つの拠点区分に分類されます。

事業区分	拠点区分	サービス区分	主な事業項目
社会福祉事業	社会福祉拠点	法人運営事業	法人運営／心配ごと相談事業／ボランティア活動振興／その他、地域福祉の推進に関する事業
		共同募金配分金事業	サロン活動育成支援事業／会食サービス事業／しあわせ発行／2次配分事業／歳末たすけあい配分事業等
		福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業における一部業務（受託）
		福祉更生資金貸付事業	福祉更生資金貸付事業
		基金運営事業	社会福祉基金／介護事業財政調整基金等の管理
		介護福祉移動支援事業	介護福祉移動支援事業（受託）
	介護拠点	高齢者介護予防事業	地域介護予防事業（受託）／らくらく筋トレ教室事業（受託）
		居宅介護支援事業	介護保険指定居宅介護支援事業／介護予防ケアマネジメント業務（受託）／家族介護支援事業（受託）
		訪問介護事業	介護保険指定訪問介護事業／町総合事業指定訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業／安心生きがい訪問事業（受託）／自立支援指定居宅介護・重度訪問介護事業／私的契約訪問介護事業／福祉有償運送サービス事業
		通所介護事業	介護保険指定通所介護事業／町総合事業指定通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業／町総合事業通所型サービスA事業（受託）／介護保険指定認知症対応型通所介護事業／介護保険指定認知症対応型介護予防通所介護事業
		短期入所生活介護事業	介護保険指定短期入所生活介護事業／介護保険指定介護予防短期入所生活介護事業／自立支援指定障害者短期入所事業／在宅老人短期入所施設利用弾力化事業（受託）／日中一時支援事業（受託）
		生活支援体制整備事業	地域支え合い推進員配置事業（受託）
公益事業	困窮者支援拠点	自立相談支援事業	自立相談支援事業（受託）
収益事業	デマンド交通拠点	デマンド交通事業	デマンド交通事業

【注釈】社会福祉事業は、①法人運営事業、②社会福祉法第2条に列挙された事業、③介護保険事業等の用に供する施設の経営に付随して行っている事業等が含まれる。生活困窮者自立支援事業及びデマンド交通事業は、社会福祉法に規定される公益事業及び収益事業となるため社会福祉事業に関する会計から区分した経理とする。なお、社会福祉事業区分における拠点区分を場所別区分と考えた場合、拠点区分は1となるものの、事業運営の実態に照らして、一体的に運営されている事業を集約することが望ましいため、介護事業に限った経営状況を把握できるように設定している。サービス区分は拠点区分をさらに細分化したもので、定款に記載した事業ごとに設けるものとされるが、それ以外にも税務申告や会計処理上「区分経理」することが望ましい事業等は単独で会計する。